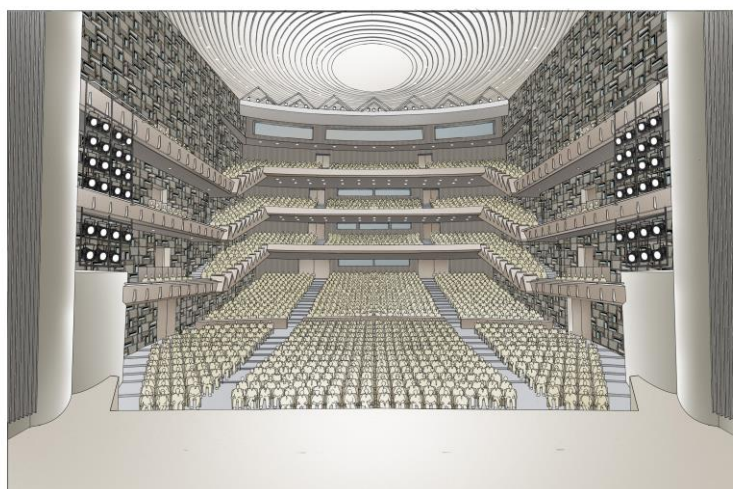
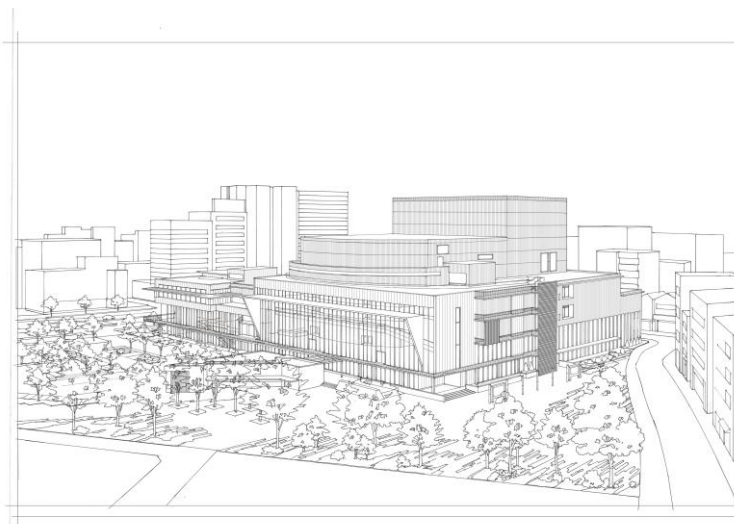


堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園 指定管理者申請要項



平成27年10月

堺市

目次

はじめに	1
I 事業内容に関する事項	2
1 施設の名称、場所、規模等	2
2 指定管理者が行う業務の概要	3
3 管理の基本的事項	3
4 指定期間（予定）	3
5 自主事業	4
6 管理経費等	4
7 利用料金等	7
8 管理の基準	9
9 基本事業計画書及び年度事業計画書	11
10 リスク（責任）分担について	13
11 保険加入	13
12 業務の第三者への委託	13
13 市の指示等	13
14 モニタリング等	14
15 管理業務の報告	14
16 管理業務の継続が困難になった場合の措置	16
17 引き継等	16
18 管理業務に関する評価	17
II 申請手続きに関する事項	17
1 申請及び選定のスケジュール	17
2 申請資格等	17
3 欠格事項	18
4 選定対象除外	19
5 申請手順	19
III 提出書類に関する事項	20
IV 選定及び指定に関する事項	22
1 選定審査方法	22
2 選定結果の通知等	22
3 指定管理者の指定等	22
4 協定に関する事項	22
V その他	23

はじめに

堺市では『堺市マスタープラン』を平成23年3月に策定し、重点プロジェクトである「3つの挑戦」のひとつに「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！」を掲げ、歴史と文化を活かしたまちづくりの推進や文化芸術機能の強化に取り組んでいます。

このような中、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを趣旨とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」いわゆる劇場法が平成24年に施行されました。

劇場法及びそれに基づく文部科学大臣告示の指針では、劇場・音楽堂等は、教育機関や福祉施設等との連携、専門人材の養成、文化芸術の創造活動の実施や鑑賞機会の提供など、文化芸術活動に対して公共的見地からの取り組みを進めるよう示されています。

これらを踏まえて、これまで本市の文化施策における中核的な役割を担ってきた堺市民会館の後継施設となる「堺市民芸術文化ホール」を新たな中枢文化施設として整備しているところです。

堺市民芸術文化ホールは、優れた舞台芸術をはじめ、多彩な芸術文化の鑑賞、創造、交流及び普及活動を促進することにより、市民文化のさらなる向上を図るとともに、魅力と活力ある地域社会の形成や都市魅力の創造及び発信に資するため設置されるものです。

また、堺市民芸術文化ホールは、地域文化施設として、地域の文化資源や市民ニーズ（地域の特性）を踏まえ、地域住民が積極的に参加できるような施策推進や地域における文化交流の促進をはじめ、地域文化を担う人材の育成、子どもが文化芸術に親しむきっかけづくりなどに寄与する施設としても期待されています。

このように本市の文化施策の中核的な役割を担う堺市民芸術文化ホールの使命を果たすために留意すべき事項として、事業内容や運営管理体制をはじめ、利用ルールや料金の在り方等に関する市の方針や考え方をまとめた（仮称）堺市民芸術文化ホール運営管理方針を平成27年2月に策定したところです。

隣接する堺市翁橋公園は、広く市民に憩いの場として利用され、ゆとりや潤いを得る空間として親しまれており、堺市民芸術文化ホールのアプローチ空間としての機能なども有する公園として再整備されます。公演やイベント等との連携を公園においても実施することで、まちの賑わいの創出など相互の施設の効用を高めることができることから一体的な管理が求められます。

施設の管理運営については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、堺市民芸術文化ホール条例（以下「ホール条例」という。）第17条及び堺市公園条例（以下「公園条例」という。）第25条に基づき、堺市民芸術文化ホールは平成28年10月から、堺市翁橋公園は平成30年10月から指定管理者制度を導入することとなりましたので、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の管理に関する業務を行う指定管理者の選定に係る申請手続きを行います。

I 事業内容に関する事項

1 施設の名称、場所、規模等

(1) 堺市民芸術文化ホール

ア 施設の名称 堺市民芸術文化ホール（以下「ホール」という。）

イ 施設の使命

優れた舞台芸術をはじめ、多彩な芸術文化の鑑賞、創造、交流及び普及活動を促進することにより、市民文化の更なる向上を図るとともに、魅力及び活力のある地域社会の形成並びに都市魅力の創造及び発信に資するために設置する。

また、地域の文化資源や市民ニーズ（地域の特性）を踏まえ、地域住民が積極的に参加できるような施策推進や地域における文化交流の促進をはじめ、地域文化を担う人材の育成、子どもが文化芸術に親しむきっかけづくりなどに寄与する施設としても期待されている。

また、堺東駅周辺をはじめとする中心市街地の活性化に寄与する役割等も担っている。

ウ 設置年月 平成 30 年 10 月（予定）

エ 設置場所 堺市堺区翁橋町 2 丁地内

オ 施設規模 鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 6 階建

①敷地面積 14,823 m²（堺市翁橋公園分を除く）

②建築面積 約 7,700 m²

③延床面積 約 19,700 m²

カ 主な施設内容

大ホール（2,000 席）、小ホール（312 席）、大スタジオ、小スタジオ、多目的室、文化交流室、楽屋、交流・創作ギャラリー、屋上庭園、レストラン、事務室、備蓄倉庫、駐車場

※詳細な設計図面及び面積表は参考資料 8 及び 9 のとおり

※事務室のうち約 200 m²は、管理対象外

(2) 堺市翁橋公園

ア 施設の名称 堺市翁橋公園（以下「公園」という。）

イ 施設の使命

緑豊かな憩いの場として、また、ホールへのアプローチ空間として、地域住民やホール来館者等に癒しを提供する。

なお、ホールで行われる公演やイベント等と連携するとともに、周辺の商業者や住民、学校等との連携した催しを実施することで、まちの賑わいを創出する施設としても期待されている。

ウ 設置年月 平成 30 年 10 月（予定）

エ 設置場所 堺市堺区翁橋町 2 丁地内

オ 施設規模 3,080 m²

※ホールとの一体的な管理が必要であるため、公園条例第25条の規定により、一括管理を行う。なお、公園は管理協定によって文化部の所管施設となる。

2 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は別紙「業務仕様書」のとおりとします。

- (1) 文化芸術振興事業
- (2) ホール（駐車場を除く）の貸出に関する業務
- (3) レストランの運営に関する業務
- (4) 施設の維持管理に関する業務
- (5) 翁橋公園維持管理・活用事業
- (6) 駐車場の管理に関する業務
- (7) 駐輪場の管理に関する業務
- (8) ホール開館準備業務
- (9) その他

3 管理の基本的事項

指定管理者は、次の事項を基本として、ホール及び公園（以下「施設」という。）の管理を行うこととします。

- (1) ホール条例第1条の設置目的等に基づき管理を行うこと。
- (2) 個人情報保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。また、国等の補助金や協賛金の獲得などによる財源確保にも努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

4 指定期間（予定）

ホールの指定期間は、平成28年10月1日～平成36年3月31日までの7年6ヶ月間（うち平成28年10月1日～平成30年9月30日まではホール開館準備期間）

を予定しています。

また、公園の指定期間は、平成 30 年 10 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年 6 ヶ月間を予定しており、指定期間の開始時までには、特に管理を行う必要はありません。この期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

5 自主事業

指定管理者は施設の設置条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。なお、実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

指定管理者の自主事業として、清涼飲料水自動販売機等の設置を行うことが可能です。実施にあたっては別途行政財産目的外使用の手続きを行います。設置の有無を含め指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。

なお、公園へ設置する場合は、別途協議が必要です。

6 管理経費等

(1) 会計年度

施設の管理に係る会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。ただし、平成 28 年度については 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

(2) 指定管理料の支払い等

施設の管理に必要な経費等は指定管理料として会計年度ごとに、収支計画書に提示のあった金額をもとに指定期間中、毎年度、市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、施設の管理に係る指定管理料の本市としての積算額は、次のとおりです。収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。平成 30 年度については、文化芸術振興事業の実施にかかる指定管理料を市と指定管理者との協議により決定します。（後述(5)新規施設開館に関する措置を参照）

また、指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「8%」としてください。指定期間中に消費税率が引上げられた場合については、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

<参考>指定期間の指定管理料積算額

(単位：千円、税込)

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
指定管理料	70,300	154,600	人件費及び管理費等 308,500 文化芸術振興事業にかかる経費 別途協議	429,300	429,300	429,300	429,300	429,300
備考	ホール開館準備期間			ホール管理運営				
	(公園工事期間)			公園管理運営				

(3) 指定管理料支払い時期等

指定管理料の支払い時期、支払い方法は会計年度ごとに4回(平成28年度は2回)に分割して、四半期当初に指定管理者からの請求により支払うこととします。ただし、詳細については協定で定めます。

(4) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には、原則として次の管理業務に必要な一切の経費が含まれます。

レストランの運営に関する業務に係る経費については、すべて指定管理者の責任と費用負担で実施することとし、指定管理料を充当することはできません。また、損失が生じた場合においても、市は補てんしません。

ア 人件費

イ 管理費(保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、委託費等。市が設置する文化施設予約システムの稼働にかかる消耗品費、光熱水費等を含む。)

※ 施設・設備・器具・備品の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとし、

なお、施設の大規模な補修(ホールは1件あたり1,000千円(税込)、公園は300千円(税込))を超えるものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と費用負担において実施することとします。この場合においても、指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、指定管理者の責任と費用負担で実施することとします。

ウ ホール開館準備に係る経費(消耗品費、広告宣伝費、委託費、使用料及び賃借料等。)

エ 文化芸術振興事業に係る経費(消耗品費、広告宣伝費、委託費、使用料及び賃借料、謝礼等。)

オ 翁橋公園維持管理・活用事業に係る経費(保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、広告宣伝費、委託費等)

(5) 新規施設開館に関する措置

新規施設であり、維持管理・運営経費の推計が困難であることを踏まえ、以下の措

置を講じる予定としておりますので、事業計画書（企画提案書）等の立案に際し留意してください。

対象経費等	措置期間	措置内容	積算額等	備考
文化芸術振興事業に係る経費	平成 30 年度	経費に係る指定管理料については、指定管理者の提案に基づき、市と協議したうえで決定	提案による	
施設の光熱水費	平成 30 年 10 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日	市積算額と実績の差額を精算する。	【市積算額】 平成 30 年度 58,000 千円 平成 31 年度以降 93,000 千円	本指定期間における経費については、市積算額を提案すること。 (審査対象外) ただし、平成 33 年度以降については、市と指定管理者が協議して年度協定で定める指定管理料で賄うこととし、精算は行わない。
ホールの修繕費			【市積算額】 平成 30 年度 3,000 千円 平成 31 年度以降 5,000 千円	
施設の保守管理に係る経費			【市積算額】 平成 30 年度 84,000 千円 平成 31 年度以降 134,000 千円	

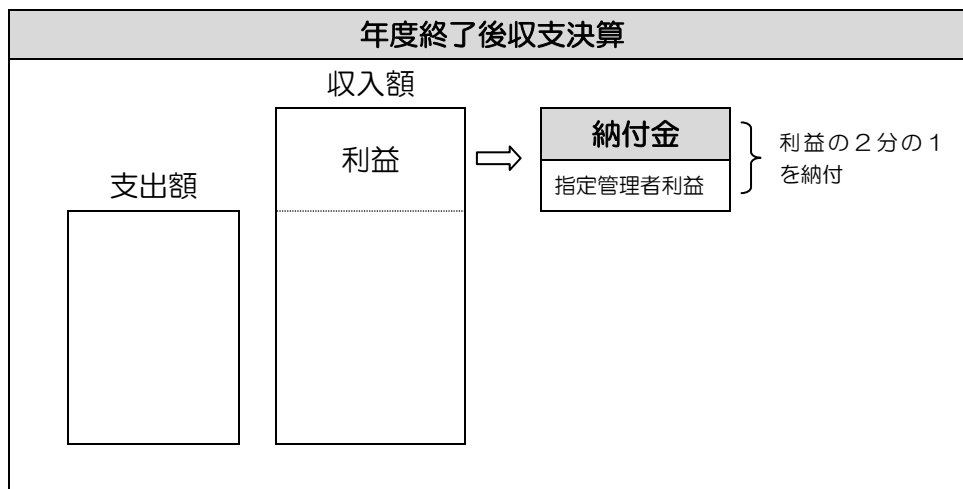
(6) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、ホールの利用料金、文化芸術振興事業の入場料等、レストランのサービス提供によって得られる収入、駐車料金による収入、公園の使用許可に伴う利用料金等が指定管理者の収入となります。

(7) 納付金

毎年度の収支決算に利益が生じた場合、その2分の1を納付金として、本市の指定する期日までに納付することとします。

イメージ図



(8) 指定管理料の取扱い

指定管理料について、(5)新規施設開館にかかる措置を除いて、原則として年度末の精算は行いません。

(9) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。なお、自動販売機等を設置する場合は、別途目的外使用許可により、目的外使用料が必要です。(公園に設置する場合は別途協議)

(10) 経理事務

- ア 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。また、経理事務に当たっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。
- イ 自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

7 利用料金等

(1) 利用料金制の採用

ホール条例第 23 条及び公園条例第 31 条の規定により利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の使用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額はホール条例及び公園条例で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

また、ホール条例第 23 条及びホール条例別表第 1 備考第 3 項において、指定管理者はホール使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金の 2 倍を上限として基本料金に加算することが規定されています。

	加算条件	加算の上 限
	基準	
入場料その他これに類するもの	使用者が入場者から徴収する金銭	2倍
物品の展示販売その他営利を目的とする行為	物品を展示し販売すること 金銭等の収入を得ることを目的として行う行為 (使用者個人及び団体の成り立ちが営利である か非営利であるかを問わない)	2倍

なお、この加算条件や加算割合は、指定管理者の提案により設定することができますが、下記例のとおり、具体的な加算条件及び加算割合は上記表の範囲内で設定する必要があります。

(例) 加算条件の設定： 「入場料その他これに類するもの」のうち、実費相当額程度を徴収する場合に限り加算しないこととする。

加算割合の設定： 「物品の展示販売その他営利を目的とする行為」を行う場合は、基本料金の4割を加算することとする。

ただし、加算条件を設けず、全く加算しないことは認められません。なお、利用料金収入はホールの利用に供する年度の会計に属するものとします。

(2) 利用料金の減免等

ア ホール（駐車場を除く）

指定管理者は、ホール条例第 23 条第 7 項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

なお、ホール利用料金については、市長はホール条例第 23 条第 6 項に基づく市長の減免の基準を定めないものとします。

イ 駐車場

指定管理者は、ホール条例第 14 条第 3 項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、ホール条例第 14 条第 4 項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金の全部または一部を還付することができます。

ウ 公園

指定管理者は、公園条例第 31 条第 5 項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。減免等の基準は堺市公園使用料等減免取扱基準（別紙 1）のとおりです。また、公園条例第 31 条第 6 項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部または一部を還付することができます。

なお、以上のアからウについて、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補てん等を行いません。

(3) 自主事業の入場料等

指定管理者は、自主事業の参加者から入場料等を徴収することができます。入場料

等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。なお、指定管理者自らが興行主として施設を利用して自主事業を実施する際は、当該利用に係る施設利用料金を指定管理者に支払う（利用料金収入として計上する）こととなります。

8 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行令
- イ 都市公園法
- ウ 堺市民芸術文化ホール条例
- エ 堺市公園条例
- オ 労働基準法その他の労働関係法令
- カ 行政手続法、堺市行政手続条例、堺市個人情報保護条例、堺市情報公開条例、堺市財産規則
- キ その他関連法規、要綱、要領、通知等

(2) ホールの開館時間及び休館日

ホールの開館時間及び休館日はホール条例第 24 条第 3 項により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっていますので、事業計画書（企画提案書）において提案してください。指定管理者の指定後に市長の承認を得て定めていただきます。

なお、現在市が想定している開館時間及び休館日は、次のとおりです。

ア ホール（駐車場を除く）

(ア) 開館時間

午前 9 時から午後 10 時まで

(イ) 休館日

毎月第 2 火曜日及び第 4 火曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号第）3 条に規定する休日に当たるときは休館しない）

イ 駐車場

(ア) 供用時間

午前 8 時から午後 11 時まで

(3) 使用許可等

市民等の施設の利用にあたっては、地方自治法第 244 条第 2 項及び第 3 項の規定を遵守しなければなりません。また、施設の使用許可及び使用許可の取消しは、ホール条例第 3 条、第 4 条及び第 6 条並びに公園条例第 5 条、第 16 条及び第 23 条の規定を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

(4) 守秘義務

指定管理者は、ホール条例第24条第1項第4号及び公園条例第32条第1項第3号の規定を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、堺市個人情報保護条例第11条及び第49条並びに「個人情報取扱特記事項」（別紙1）の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

また、指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は別紙2のとおりです。

なお、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）による管理業務上知り得た個人情報に関する不正行為に対しては、同条例第56条又は第57条の規定により罰則の適用があります。この場合において、同条例第61条第1項の規定により、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）である法人等に対しても罰則の適用があります。

(6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第36条の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は別紙3のとおりです。

※ (5)、(6)の規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

(7) 文書管理

指定管理者には、施設の管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理していただくとともに、市が指示する期間当該文書を保管し、廃棄は市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

(8) 市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入するなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内

業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

- ・環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- ・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・電力デマンドのピークカット等による節電
- ・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- ・廃棄物の適正処理

オ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成24年10月1日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

カ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、節電、災害対策、受動喫煙防止、ユニバーサルデザインの推進など市の施策と整合した取組が求められますので、それらの取組に積極的に協力してください。

9 基本事業計画書及び年度事業計画書

(1) 基本事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、全指定期間を通じて規定または決定しておくべき基本的な事項について記載した基本事業計画書を市に提出して承認を受けることとします。

- ア 管理運営方針（人権尊重の考え方、就職困難者の雇用等の方針、障害者等への配慮、環境方針を含む。）
- イ 文化芸術振興事業実施方針
- ウ レストラン運営方針
- エ 翁橋公園維持管理・活用事業実施方針
- オ 従業員の配置方針（役職、雇用形態、人数の図解）
※法令等により免許・資格を要するものは証明書類の写しを添付
- カ 職員の研修方針（人権研修を含む。）、人材育成方針
- キ 個人情報の保護方針及び保護措置
- ク 情報公開方針及び広報方針

- ケ 利用促進方針、サービス向上の方策
- コ モニタリング方針（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- サ 自主事業実施方針
- シ 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- ス 第三者への業務委託方針
- セ 苦情、要望への対応
- ソ 緊急時対策
- タ 収支計画
- チ 目標設定と目標達成の方策
- ツ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、年度単位で規定または決定すべき事項（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項）について記載した年度事業計画書を市に提出して承認を受けることとします。

なお、平成 28 年度及び平成 29 年度については、公園に係る計画については不要です。

ア 平成 28 年度及び平成 29 年度事業計画

- (ア) 年間管理運営方針（人権尊重の考え方、就職困難者の雇用等の方針、障害者等への配慮、環境方針を含む。）
- (イ) 従業員の配置計画（役職、雇用形態、人数の図解）
※法令等により免許・資格を要するものは証明書類の写しを添付
- (ウ) 従業員名簿
- (エ) 職員の研修計画（人権研修を含む。）、人材育成計画
- (オ) 広報計画
- (カ) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- (キ) 収支計画
- (ク) その他

イ 平成 30 年度以降の事業計画

- (ア) 年間管理運営方針（人権尊重の考え方、就職困難者の雇用等の方針、障害者等への配慮、環境方針を含む。）
- (イ) 文化芸術振興事業計画
- (ウ) レストラン運営計画
- (エ) 翁橋公園維持管理・活用事業計画
- (オ) 従業員の配置計画（役職、雇用形態、人数の図解）
※法令等により免許・資格を要するものは証明書類の写しを添付
- (カ) 従業員名簿

- (キ) 職員の研修計画（人権研修を含む。）、人材育成計画
- (ク) 広報計画
- (ケ) 利用促進計画
- (コ) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- (サ) 自主事業計画書及び収支計画書
- (シ) 施設の維持管理
- (ス) 第三者への業務委託契約
- (セ) 緊急時対策
- (ソ) 収支計画
- (タ) 目標設定と目標達成の方策
- (チ) その他市長が必要と認める事項

10 リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は別紙 5 のとおりです。なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

11 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入してください。なお、てん補限度額が、対人 1 人 1 億円以上・1 事故 10 億円以上（昇降機危険担保）・対物 1 事故 1 千万円以上のものに加わってください。

12 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、別紙 6 に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先との委託契約書等の写し及び誓約書の写しを市に提出してください。

13 モニタリング等

- (1) 指定管理者には、管理運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項

目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行っていただき、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

（調査項目の例）

- ア 施設の充実度
- イ 施設の利用のしやすさ
- ウ 職員の対応（言葉づかい、態度）
- エ 利用率、利用料、利用時間
- オ イベント、講座の充実度

- (2) 市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力していただきます。
- (3) 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

14 適正な管理運営等

- (1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。（地方自治法第244条の2第10項）
- (2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。（地方自治法第244条の2第11項）

15 管理業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで。平成28年度のみ10月1日から翌年3月31日まで）終了後、60日以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとし、事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

ア 平成28年度及び平成29年度事業報告書

- (ア) 収支状況
- (イ) ホールの利用申請受付状況
- (ウ) 利用者意見の聴取状況

- (工) 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
- (才) 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
- (力) 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- (キ) 備品の状況
- (ク) 指定管理者の自己評価並びに管理業務の総括等
- (ケ) その他市長が必要と認める事項

イ 平成30年度以降の年度事業報告書

- (ア) 運営管理業務の実施状況
- (イ) 収支状況
- (ウ) ホールの利用状況
- (エ) 文化芸術振興事業の実施・収支状況
- (オ) レストラン運営の実施・収支状況
- (カ) 翁橋公園維持管理・活用事業の実施・収支状況
- (キ) 自主事業の実施・収支状況
- (ク) 利用者意見の聴取状況
- (ケ) 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
- (コ) 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
- (サ) 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- (シ) 備品の状況
- (ス) 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
- (セ) その他市長が必要と認める事項

(2) 指定管理者は、毎月終了後30日以内に市に対し、次の事項を内容とする月例の業務報告を行うものとします。

ア 平成28年度及び平成29年度

- (ア) 収支状況（四半期ごとに提出）
- (イ) ホールの利用申請受付状況
- (ウ) 利用者意見の聴取状況
- (エ) 事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
- (オ) その他市長が必要と認める事項

イ 平成30年度以降

- (ア) 管理運営業務の実施状況
- (イ) 収支状況（四半期ごとに提出）
- (ウ) 文化芸術振興事業の実施・収支状況
- (エ) レストラン運営の実施・収支状況
- (オ) 翁橋公園維持管理・活用事業の実施・収支状況
- (カ) 自主事業の実施・収支状況
- (キ) ホールの利用状況

- (ク) 利用者意見の聴取状況
 - (ケ) 事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
 - (コ) その他市長が必要と認める事項
- (3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。
- ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
 - イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
 - ウ 金融機関との取引が停止となったとき
 - エ 施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は、仮差押えがなされたとき
 - オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
 - カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障を来たす事態が生じたとき

16 管理業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合
市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。
- (2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合
自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

17 引継ぎ等

- (1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行っていただきます。
また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように本市もしくは、次期管理者に引き継ぐこととします。
- (2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。ただし、市が認めた場合は、原状回復は行わずに引き継ぐこととします。

18 管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため、指定管理者制度懇話会を開催します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとっていただくとともに、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

II 申請手続きに関する事項

1 申請及び選定のスケジュール

申請及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

申請要項の提示	平成27年10月20日(火)
質問書の受付	平成27年11月13日(金)～11月20日(金)
質問書の回答	平成27年11月27日(金) 予定
申請書類の受付	平成27年12月14日(月)～12月18日(金)
審査(書類、面接審査)	平成28年1月中旬(予定)
選定結果の通知	平成28年1月下旬(予定)
市議会による指定管理者の議決	平成28年3月(予定)

2 申請資格

(1) 申請団体の資格

欠格事項(後掲)に該当しているものでないこと。

- (2) 応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、別表1の指定管理者候補者選定基準に定める配点(8点)を上限として項目ごとに4点ずつ付与します。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 ・障害者の雇用状況報告義務があり、平成26年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ・堺市障害者雇用貢献企業である場合 (*) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週

	20時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条による認定を受けている場合
3	65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合
4	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合

3 欠格事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）
- (7) 民事再生法等に基づく再生手續をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税、堺市税を滞納している団体
- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 申請書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 申請に際して不正行為があった場合
- (3) 申請期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 申請資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件申請について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合

5 申請手順

- (1) 申請要項等の提示

平成 27 年 10 月 20 日（火）に提示します。

- (2) 質問書の受付

質問がある場合は、質問書（様式 1）を 11 月 13 日（金）から 11 月 20 日（金）までに、持参、FAX 又は Eメールで提出してください。（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）持参の場合の受付は、9時から17時 30 分まで。（ただし、12時から12時45分及び土、日を除く。）

電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

質問書に対する回答は、平成 27 年 11 月 27 日（金）を目途に文書で回答いたします。

【質問書提出先】

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市文化観光局文化部文化課（高層館5階）

TEL 072-228-7143 FAX 072-228-8174

Eメール bunka@city.sakai.lg.jp

- (3) 申請書類の受付

堺市民芸術文化ホール指定管理者指定申請書（堺市民芸術文化ホール条例施行規則様式第 9 号）及び堺市公園等指定管理者指定申請書（堺市公園条例施行規則様式第 15 号）並びに必要な書類を添えて、持参してください。

ア 提出場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市文化観光局文化部文化課（高層館5階）

TEL 072-228-7143 FAX 072-228-8174

イ 提出方法及び提出期間

平成 27 年 12 月 14 日（月）～12 月 18 日（金）の 9 時から 17 時 30 分まで。（ただし、12時から12時45分を除く。）

上記提出場所まで直接持参してください。

なお、提出期限までに必要な書類（Ⅲ 提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、郵送された提出書類や提出期間を経過した後は、受け付けいたしません。

Ⅲ 提出書類に関する事項

申請に当たっては、下記の(1)から(25)の書類を提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正1部、副23部（副は複写可）の計24部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理をした上で、提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

- (1) 申請書類表紙（様式2）
- (2) 堺市民芸術文化ホール指定管理者指定申請書（様式3-1）、堺市公園等指定管理者指定申請書（様式3-2）
- (3) 団体概要、役員名簿（様式4）
- (4) 指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式5）
 - ・管理の基本方針
 - ・まちの活性化への寄与
 - ・平等利用・安全の確保
 - ・安定的な経営資源
 - ・財務規模、組織状況
 - ・事業実績
 - ・利用者・利用者ニーズの把握
 - ・個人情報保護、情報公開の考え方
 - ・人権尊重の考え方
 - ・障害者等への考え方
 - ・広報・モニタリング計画
 - ・休業日、開館時間の考え方
 - ・人員配置、人材育成の考え方、研修計画
 - ・利用料金の考え方
 - ・苦情対応の考え方
 - ・非常時対策
 - ・目標設定、目標達成の方策
 - ・文化芸術振興事業の実施計画
 - ・レストランの運営計画
 - ・翁橋公園維持管理・活用事業の実施計画
 - ・自主事業の実施計画
 - ・自主事業で自動販売機の設置の提案の有無、提案内容（該当する場合のみ）
 - ・経費削減の考え方・方法

- 収支計画
 - 市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）
- (5) 収支計画書（様式 6-1）、文化芸術振興事業収支計画書（様式 6-2）、レストラン運営収支計画書（様式 6-3）、翁橋公園維持管理・活用事業収支計画書（様式 6-4）、収支計画書積算内訳書（様式 7-1）、文化芸術振興事業収支計画書積算内訳書（こけら落とし公演、オープニング事業）（様式 7-2-1）、文化芸術振興事業収支計画書積算内訳書（鑑賞事業、創造・発表事業、普及・育成事業、諸室等活用事業）（様式 7-2-2）、レストラン運営収支計画書積算内訳書（様式 7-3）、翁橋公園維持管理・活用事業収支計画書積算内訳書（様式 7-4）
 - (6) 文化芸術振興事業計画書（様式 8）、文化芸術振興事業収支計画書（様式 9）
 - (7) 翁橋公園維持管理・活用事業 賑わい創出事業実施計画書（様式 10）、翁橋公園維持管理・活用事業 創出事業収支計画書（様式 11）
 - (8) 自主事業計画書（様式 12）、自主事業収支計画書（様式 13）
 - (9) 高齢者雇用等確認書（様式 14）
 - (10) 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式 15）
 - (11) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - (12) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - (13) 指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書
 - (14) 平成24年度から平成26年度の事業報告書
 - (15) 平成24年度から平成26年度の収支計算書又は損益計算書
 - (16) 平成24年度から平成26年度の貸借対照表
 - (17) 法人の印鑑証明書
 - (18) 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）
 - (19) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類
法人の場合 … 法人の「納税証明書その3の3」（法人税、消費税、地方消費税）
 - (20) 市税の納税確認の同意書（様式 16）
 - (21) 平成27年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に3する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
 - (22) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
 - (23) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類 …65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合に提出してください。
 - (24) ISO14001登録証、エコアクション21認証・登録証、KES登録証又はエ

コステージ認証書の写し …いずれかに該当する場合に提出してください。

(25) 文化施設の管理運営及び芸術振興事業の主な実績（様式 17）

※ (12)、(17)、(19)については提出日において発行から3か月以内のものとしします。

なお、提出書類はA4版を原則としします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

IV 選定及び指定に関する事項

1 選定審査方法

(1) 指定管理者の候補者は、ホール条例第19条第3項及び公園条例第27条第3項に規定する指定の要件を基本として、別表1の指定管理者候補者選定基準に基づき、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、申請書類の審査及び面接審査により、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 申請団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において採点評価を行い、得点が市として求める水準(満点の60%)以上かどうかの審査を行ったうえで申請団体を候補者として選定します。

なお、得点が60%未満の場合は不適合としします。

2 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を平成28年1月下旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表を行います。

3 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会(平成28年2月を予定)に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

4 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、施設の管理業務に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容(予定)は別紙7のとおり、年度協定の内容(予定)は別紙8のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとしします。

V その他

1 注意事項

- (1) 申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 申請1団体につき、提案は1件のみとします。
- (4) 申請書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 申請書類は市の公文書として取り扱われます。(原則として情報公開の対象となります。)
- (6) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとしてします。
- (8) 申請書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用することがあります。
- (9) 書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (10) 施設の管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

2 添付資料

- (1) 申請要項別紙 1～8
 - (申請要項別紙 1) 堺市公園使用料等減免取扱基準
 - (申請要項別紙 2) 別記個人情報取扱特記事項
 - (申請要項別紙 3-1) 堺市指定管理者の個人情報保護に関する要綱
 - (申請要項別紙 3-2) 指定管理者の個人情報保護モデル規程(本文)
 - (申請要項別紙 3-3) 指定管理者の個人情報保護モデル規程(様式)
 - (申請要項別紙 3-4) 堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準
 - (申請要項別紙 4-1) 堺市指定管理者の情報公開推進に関する要綱
 - (申請要項別紙 4-2) 指定管理者の情報公開モデル規程(本文)
 - (申請要項別紙 4-3) 指定管理者の情報公開モデル規程(様式)
 - (申請要項別紙 5) リスク分担表
 - (申請要項別紙 6) 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園一部委託可能業務一覧
 - (申請要項別紙 7) 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理者協定書<基本協定書>
 - (申請要項別紙 8) 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理者協定書<年度協定書>
- (2) 様式 1～17
 - (様式 1) 質問票
 - (様式 2) 応募書類表紙

- (様式 3-1) 堺市民芸術文化ホール指定管理者指定申請書
 - (様式 3-2) 堺市公園等指定管理者指定申請書
 - (様式 4) 団体概要・役員名簿
 - (様式 5) 指定管理者事業計画書（企画提案書）
 - (様式 6-1) 収支計画書
 - (様式 6-2) 文化芸術振興事業収支計画書
 - (様式 6-3) レストラン運営収支計画書
 - (様式 6-4) 翁橋公園維持管理・活用事業収支計画書
 - (様式 7-1) 収支計画書積算内訳書
 - (様式 7-2-1) 文化芸術振興事業収支計画書積算内訳書（こけら落とし公演、オープニング事業）
 - (様式 7-2-2) 文化芸術振興事業収支計画書積算内訳書（鑑賞事業、創造・発表事業、普及・育成事業、諸室等活用事業）
 - (様式 7-3) レストラン運営収支計画書積算内訳書
 - (様式 7-4) 翁橋公園維持管理・活用事業収支計画書積算内訳書
 - (様式 8) 文化芸術振興事業計画書
 - (様式 9) 文化芸術振興事業 事業別収支計画書
 - (様式 10) 翁橋公園維持管理・活用事業 賑わい創出事業計画書
 - (様式 11) 翁橋公園維持管理・活用事業 賑わい創出事業収支計画書
 - (様式 12) 自主事業計画書
 - (様式 13) 自主事業収支計画書
 - (様式 14) 障害者雇用等確認書
 - (様式 15) 誓約書
 - (様式 16) 同意書
 - (様式 17) 文化施設の管理運営及び芸術振興事業の主な実績
- (3) 別表 1 指定管理者候補者選定基準
- (4) 参考資料 1～9
- (参考資料 1) 堺市民芸術文化ホール条例
 - (参考資料 2) 堺市民芸術文化ホール条例施行規則
 - (参考資料 3) 堺市公園条例
 - (参考資料 4) 堺市公園条例施行規則
 - (参考資料 5) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
 - (参考資料 6) 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針
 - (参考資料 7) (仮称) 堺市民芸術文化ホール運営管理方針
 - (参考資料 8) 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園平面図
 - (参考資料 9) 堺市民芸術文化ホール諸室面積表
- (5) 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理業務仕様書